

## 「第5次長崎県男女共同参画基本計画」素案に対する意見（パブリックコメント）の募集結果について

「第5次長崎県男女共同参画基本計画」（素案）について、パブリックコメントを実施しましたところ、貴重なご意見をいただき厚くお礼申し上げます。お寄せいただいたご意見に対する県の考え方をまとめましたので、以下のとおり公表いたします。

- 1 募集期間 令和7年12月1日（月）～令和7年12月22日（月）まで
- 2 募集方法 電子申請、ファクシミリ、郵送
- 3 閲覧方法 ホームページ掲載、県政情報コーナー（県民センター内）  
県男女参画・女性活躍推進室、各振興局行政資料コーナー  
(長崎振興局除く)
- 4 意見件数 16件（9名）
- 5 意見への対応区分の内容

対応区分	対応内容	件数
A	・素案に修正を加え反映させたもの	1
B	・素案にすでに盛り込まれているもの ・素案の考え方や姿勢に合致し、今後、実施の中で反映させていくもの	9
C	・今後検討していくもの	1
D	・反映が困難なもの	0
E	・その他（ご提案・ご意見として承るもの等）	5
合 計		16

## 6 . 提出された意見要旨及び県の考え方

No.	頁	意見内容	区分	県の対応、考え方
1	53	施策11-(1)- 「教職員の研修の充実」のように、男女共同参画に関する研修を市役所、市の病院、消防、警察、各団体、企業、大手スーパーなど業種ごとに出来たら、広く認知、推進されると思うので、実行できるシステムを整えられたら良いのではと思う。	B	<p>県としましても、地域や各団体等に対する研修の重要性を認識しており、計画の中にも施策を記載しております。 いただいたご意見も参考に、取組を進めてまいります。</p> <p>&lt;関連する具体的な施策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・政策2-(1)- : 事業所等の経営者等を対象としたセミナーの開催</li><li>・政策4-(1)- 、 、 、 、 : 地域に対する研修や意識啓発、情報発信</li><li>・政策4-(2)- : 農林水産業や商工業等を対象としたセミナーの開催や啓発活動</li><li>・政策10-(1)- 、 、 、 、 : 地域や各団体等への出前講座や研修の実施</li></ul>

No.	頁	意見内容	区分	県の対応、考え方
2	3~5	<p>男女共同参画の推進は、第1階層の「平等な土台（法律や制度、会社規程などのルール）を整える」とこと第2階層の「違いを前提にした公平で多様な選択肢を保証する」ことの二階建てで進めるべきである。</p> <p>現代の多くの職場や制度は、少なくとも文面上は「性別を理由に差別しない」設計になっているが、課題の多くは、長時間労働を前提にした評価や働き方、家事・育児・介護の負担が特定の性に偏りやすい社会構造、無意識のバイアス、「男は仕事・女は家庭」といった期待や同調圧力など、第2階層（公平・多様性）のレイヤーにあると思う。</p> <p>数値指標ギャップをすべて「平等未達」の問題とみなし、「ルール整備」で直接解決しようとすると、個人が自分の価値観や事情に基づいて選択している生き方（専業・共働き・働き方の濃淡など）まで全て「是正すべき偏り」とみなされるおそれ、「とにかく数字をそろえるための対策が優先される」などが生じる。</p> <p>第5次計画が数字をそろえるための計画ではなく、一人ひとりの「違い」や「選択」を尊重しながら、誰もが生きやすくなるための計画として、さらに深まっていくことを期待する。</p> <p>計画の「基本的な考え方」の章に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利・機会・安全などのミニマムな部分は「平等」に整えること</li> <li>・その上で、人や家庭の違いを前提に「公平」かつ「多様な生き方」を支えること</li> </ul> <p>の二層構造で男女共同参画を進めるという考え方を明記する。</p>	B	<p>男女共同参画社会基本法第4条においては、「社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあること」が指摘されています。この背景には、「制度」だけでなく「慣行」にも男女共同参画の視点を反映させていく考えがあります。また、男女共同参画を推進するうえで、性別による固定的や役割分担等の「意識」の改善が必要であることは言うまでもありません。</p> <p>また、法令でなく「社会における制度又は慣行」とされている点で、法律上の平等のみならず事実上の平等を目指しているものです。</p> <p>こうした考えについて、県計画においては、第1章「計画の基本的な考え方」において、5つの基本理念のうちの「社会における制度または慣行についての配慮」として記載しております。</p> <p>ご意見も踏まえ、法に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、制度、慣行、意識の改善を図ることにより、男女の事実上の平等を目指してまいります。</p>

No.	頁	意見内容	区分	県の対応、考え方
3	6～23	数値指標（女性比率や賃金格差、労働時間格差など）の説明において、それらのギャップを「平等が実現していないから、ルールをさらに細かく強化すべきだ」とするのではなく、働き方、ケアの分担、無意識のバイアス等、第2階層の課題を点検するための「手がかり」として扱うことを文章中で補足する。	A	ご提案内容を踏まえ、第2章の「1 本県の現状」の冒頭に下記の一文を追記しました。  「男女共同参画社会の実現を目指すにあたり、制度、慣行、意識に関する課題の把握に資する数値・データについて掲載します。」
4	28～56	施策の記述において、「規制の強化」よりも「長時間労働を前提にしない評価制度」「子育て・介護を担う人も会議に参加しやすい時間帯や形式」「男性も家事・育児に関わりやすい職場風土づくり」など、職場の“雰囲気”を自然と変えていくような環境設計・仕組みづくりの視点を、今以上に全面に出していくこと。	B	第5次期計画では、政策2-(2)-「働き方の見直しの推進」の施策内容を拡充し、一人ひとりが希望する生活を実現するため、「総実労働時間の縮減」を推進することや、政策5-(1)-「共家事・共育ての促進」を新規施策として掲げ、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた男女双方の意識改革、理解の促進などの意識啓発の推進に取り組むこととしてあります。  いただいたご意見も参考に、引き続き取組を進めてまいります。
5	24	「夫は仕事、妻は家庭」というのが、慣習にしばられた考え方であったことを明らかにしたい。	B	第1章「1 計画策定の趣旨」において、社会全体として「男性優遇」と考える人の割合が高いことや、家庭における家事や育児等の多くを依然として女性が担っている背景には、働き方や暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的性別役割分担意識や社会的性差に関する偏見・固定観念、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があり、それらによって価値観や慣習が形成されていることが挙げられることを明記しております。

No.	頁	意見内容	区分	県の対応、考え方
6	40	県の審議会等委員への女性の登用については、一人委員が入ればよしとはしてほしくない。一人では、「女の」意見と捉えられてしまうが、委員の中に複数女性がいることで、その人「個人」としての意見と捉えられる。これから姿としては、女性の複数の登用が必要であると考えてほしい。	B	<p>ご意見のとおり、審議会等委員には、女性の複数の登用が必要であると考えます。</p> <p>計画の進捗を図るための指標として、「県の審議会等委員への女性の登用率」の目標値を40%以上としております。</p> <p>県の審議会等において、現在、委員数が一番少ないものは総数が5名であります。そのため、女性の登用率を40%以上とすることで、最低でも2名は女性委員を登用し、多様な視点を政策等に反映できるよう、目標値を設定しているものです。</p>
7	43	政策7「ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶」(1)- 「相談窓口の周知」とあるが、認知度はかなり低い。自主制作番組やインパクトのあるCM、高校に出向いて出前講座をするなど掘り下げた展開を期待する。具体策が欲しい。	C	<p>相談窓口の周知としましては、全世帯広報誌や新聞等への掲載、ラジオ、情報誌の発行、商業施設でのパネル展示、市町や医療機関等へのカード・リーフレットの配布等を行っております。</p> <p>また、特定非営利活動法人「DV防止ながさき」に委託をし、中学校や高校へのDV予防教育を実施しているところです。</p> <p>ご提案内容を踏まえ、効果のある周知を検討してまいります。</p>

No.	頁	意見内容	区分	県の対応、考え方
8	45	<p>上記政策7(3)-「カウンセリングの充実」とあるが、体制人員の不足で受けられていない潜在相談者数や相談員の能力格差で対応力の低い人にあたり、相談をあきらめる者の数など、県職員では見えていない民度のようなものが数値化できていないと思う。相談員1人あたりの受け持ち件数、1人あたりにかかる相談時間など、大変さをアピールしてほしい。</p>	E	<p>カウンセリングの実績につきましては、毎年度末に男女参画・女性活躍推進室が作成している「長崎県の男女共同参画の現状と施策」において公表しております。</p> <p>なお、直近3年間の実績としましては、令和4年度59回、令和5年度135回、令和6年度336回となっております。</p> <p>また、実績の中には、警察職員によるカウンセリング以外に、長崎県臨床心理士会所属心理士によるカウンセリングや、医療機関でのカウンセリングなども含まれております。相談者の希望や利便性などを考慮して対応しております。</p> <p>ご提案内容を踏まえ、公表する実績内容につきましては、今後検討してまいります。</p>
9	51～53	<p>本計画はSDGsやジェンダー平等の重要性を掲げていますが、性の自己決定、望まない妊娠や性暴力の予防、合意の概念(consent)、多様な性・性の尊重など、多くの国で標準となっている内容が十分に扱われていない。</p> <p>長崎県では、性暴力相談件数が増加傾向、特に若い世代の被害が深刻であることが計画「現状と課題」に示されています。にもかかわらず、予防のための教育としての包括的性教育が計画に「明記されていない」ので取り入れたらと思う。</p> <p>教育分野(政策11)および啓発分野(政策10)に、包括的性教育の明確な位置づけを追加。学校での実施に加え、家庭・地域・若者支援・医療・福祉など多分野での学びの機会を子ども・若者がアクセスできる形で整備されたらと。</p> <p>長崎県が掲げる「誰ひとり取り残さない」社会の実現には、子どもの権利の核心である「自分の身体を守るために知識と力」を保障することが不可欠である。本計画の中でその視点が書かれたらと思う。</p>	B	<p>ご意見のとおり、こどもたちを性暴力の加害者、被害者にさせないための教育は非常に重要だと考えます。学校における性教育に関する指導については、学習指導要領に基づいて、児童生徒に科学的な知識を習得させることにとどまらず、生命の尊さや相手を尊重する心なども身につけさせることが必要なことから、保健体育の授業をはじめ、教育活動全体を通じて実施しております。</p> <p>本計画においては、政策7-(3)-「こどもへの適切な性に関する教育の実施」において、学校・家庭・地域・関係機関と連携を図りながら、プレコンセプションケアを含め、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図ることや、学校における発達段階に応じた適切な性に関する教育の実施について明記しており、施策に取り組んでまいります。</p>

No.	頁	意見内容	区分	県の対応、考え方
10	11	「図表14 県内市町の防災会議委員に占める女性の割合」について。防災会議委員は男女共同参画の視点が問われる。構成員のメンバーに男女共同参画推進委員も入っていると思うが、あまりに男性が多いので呆然としている。	B	ご意見のとおり、県内市町の防災会議の委員に占める女性の割合は、令和3年の7.7%と比較すると増加しているものの、いまだ低い数値であります。 政策9-(1)-「男女共同参画の視点に立った防災対策の展開」とおり、男女共同参画の視点に立った防災施策の推進を図るため、防災会議の女性委員比率だけでなく、「災害対策本部・復興対策本部への女性職員の配置」や「自主防災組織、消防団への女性の参画拡大」等につきましても、引き続き促進してまいります。
11	43～46	政策7「ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶」(1)について。今日悲しい児童虐待のニュースが後を絶たない。計画の中に「児童虐待」の言葉がどこにも見られないのはなぜか。	E	ご意見のとおり、児童虐待への対策は県政の重要な課題であると認識しております。 児童虐待対策については、根拠法令や専門性が異なることから、別途「長崎県子育て条例行動計画」に掲載しており計画間の役割分担を図っております。 今後も、DVと児童虐待の密接な関連性を踏まえ、関係部局が緊密に連携して様々な暴力の根絶に努めてまいります。
12	54～55	本年6月の法改正により、「地方公共団体は国と連携して男女共同参画センターの機能を強化するとともに、男女共同参画社会の形成の促進に取り組む人材の確保、養成に努める」とされている。男女共同参画センターの機能を強化するため、県民が訪問しやすいよう、センターを現在より広くかつ独立した場所に設置してもらいたい。	E	男女共同参画推進センターは、会議室、協働エリア、ライブラリーなどにより、連携・協働の拠点機能を確保しております。 ご意見の内容も踏まえ、今後とも各種取組において、県内の関係体等との連携・協働を進めながらネットワークを強化し、拠点機能の充実を図ってまいります。

No.	頁	意見内容	区分	県の対応、考え方
13		福岡県のような性暴力根絶条例を制定してもらいたい。	E	<p>貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>県では、不幸にして被害に遭われた方やそのご家族の支援を行っておりますが、その中でも性被害に特化した相談窓口「サポートながさき」を開設し、被害者の方々の心身のケアに取り組んであります。</p> <p>今後とも引き続き周知啓発を図り、被害者に寄り添った支援を行ってまいります。</p> <p>条例につきましては、様々な論点があるため慎重な検討が必要であると考えており、まずは、既存の男女共同参画推進条例や犯罪被害者支援施策を活用して啓発・相談体制の充実を図るなど、施策として取り組んでまいります。</p>
14	34	<p>政策4-(4)「ハラスメント防止対策の推進」に不機嫌ハラスマント「フキハラ」を追加していただきたい。</p> <p>「フキハラ」とは、無視、ため息、口調などで自分が不機嫌であることをアピールし、周囲に不快感や精神的な不安・苦痛を与えるもので、被害者の健康被害や離職に繋がる事例もある。家庭、職場、学校など様々な場面で起きているにもかかわらず、「些細な事」として受け止められ、周囲に相談できず苦しんでいる人もいるのではないか。夫婦間においては、家庭を円満に回すための「感情ワーク」が主に女性によって果たされており、それを美德と考える社会通念があるため夫側からの不機嫌な感情は許容されるような風潮があるように思う。</p> <p>言葉 자체がまだ社会に浸透していないが、先を見据えての「基本計画」なので、時代を先取りし追加・列記するよう検討願いたい。</p>	E	<p>貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、計画本文に記載している様々な「ハラスメント」は、国が法律で対策を講じることを義務付けているものを挙げております。</p>

No.	頁	意見内容	区分	県の対応、考え方
15	45	政策7-(3)- 文中の「プレコンセプションケア」という言葉は一般にあまり使われていない印象がある。この言葉の意味が正しく伝わるような日本語表記をするか、無理なら注釈をつけていただきたい。	B	「プレコンセプションケア」という言葉につきましては、政策6-(2)-「妊娠・出産に係る女性への支援」の本文に記載しているものが初出となるため、注釈は政策6において記載しております。
16	18,21, 22	図27、図34、図35について。 意識の変化はあるものの、実際の生活においての役割はあまり変化がない。今後は子どもの頃から男女共同参画の理念の備わった人格形成が大切。その重要性を盛り込んでほしい。 認め合う社会、男女共同参画社会へと進んでいく姿勢こそが、高齢者にとっても希望の持てる計画となると思う。 自由と義務の備わった考える力を持ち、意見の言える子どもを育てることの重要性を強く感じる。	B	ご意見のとおり、固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見や固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、長い時間かけて人々の意識の中に形成されるものであるため、意識の固定化が進んでいない幼少期から、性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要です。 本計画においては、政策10-(1)「わかりやすい広報・啓発活動の推進」、政策11-(1)「学校における男女平等教育及びキャリア教育の推進」において、市町や地域、学校、関係機関等と連携を図りながら、意識の醸成や啓発、研修等に取り組んでまいります。